

練馬区みどりの街並みづくり助成要綱

平成20年2月27日19練土公第1488号制定

令和3年3月29日2練環推第1311号全部改正

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に存する民有地および民間建築物の緑化に要する費用に対し、予算の範囲内において助成することにより、都市環境の改善および生活環境の向上を図り、みどり豊かな街並みを形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路および不特定多数の者の通行の用に供している通路をいう。
- (2) 緑化区画 植栽の基盤となる植え込み地その他これに類するものをいう。
- (3) 低木 植栽時の高さが0.3メートル以上1.2メートル未満の樹木のことをいう。
- (4) 中木 植栽時の高さが1.2メートル以上2.0メートル未満の樹木のことをいう。
- (5) 高木 植栽時の高さが2.0メートル以上の樹木のことをいう。
- (6) フェンス緑化 道路等に沿って設置したメッシュフェンス等を多年生つる性植物等で覆うことをいう。
- (7) プランター緑化 道路等に沿って設置した大型プランターに樹木を植栽することをいう。
- (8) 屋上緑化 建築物の屋上またはバルコニー（庇等がある部分を除く。）に樹木、多年生の地被植物等を植栽することをいう。
- (9) 壁面緑化 建築物の壁面を多年生つる性植物等で覆うことをいう。
- (10) 敷地面積 建築基準法第2条第1項に定める建築物がある場合または建築中の場合は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。これによらない場合は、別に定める。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象者は、次条に定める助成対象工事を行う個人または法人その他の団体であつて、当該工事完了後5年以上、当該緑化の保全に努めることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する者は、この要綱による助成を受けることができない。

- (1) 国または地方公共団体その他これらに準ずる団体
- (2) 売買等を目的とした土地または建築物に緑化を行う者
- (3) 個人住民税もしくは法人住民税または軽自動車税（以下「区税等」という。）を滞納している者
- (4) 過去5年の間に、同一敷地内の同一の緑化区画においてこの要綱による助成を受けた者
- (5) 助成対象工事の実施に当たり、建築基準法、練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成19年12月練馬区条例第79号）または練馬区風致地区条例（平成25年12月練馬区条例第69号）の規定に基づき必要な協議申請等の手続を完了していない者

(助成対象工事)

第4条 この要綱による助成の対象となる工事は、前条に定める助成対象者が区内に所有または管理する土地または建築物において行う緑化工事（管理する土地または建築物の場合にあつては、当該土地または建築物の所有者が同意している緑化工事に限る。）であつて別表第1に定める要件を満たすもの（以下「助成対象工事」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象工事がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による助成を受けることができない。

- (1) 既存樹木の伐採または撤去等を伴う工事
- (2) 法令または条例により義務付けられた緑化を行うための工事
- (3) この要綱による助成金の交付決定前に着手または完了した工事
- (4) 第8条の規定により助成金の交付を決定した日に属する年度の3月31日までに完了しない工事

- (5) 他の助成金、補償金等を受けて実施した工事
- (6) 建築基準法第7条第5項の検査済証が交付されていない建築物に関する工事（屋上緑化および壁面緑化に限る。）。ただし、建築物の適法性を確認できる書類がある場合は、この限りでない。

3 前項第1号の規定にかかわらず、既存樹木の伐採または撤去等を伴う工事であって、当該既存樹木がつぎの各号のいずれかに該当するときは、助成対象とすることができる。

- (1) 樹木が枯死していると区長が認めるとき。
- (2) 腐朽等の事由により、倒木および幹折れの恐れがあると区長が認めるとき。
- (3) 病虫害等により生育不良を起こし、回復の見込みがないと区長が認めるとき。
- (4) 建築行為等を行う際、樹木等を撤去しなければ当該行為等を行うことができないと区長が認めるとき。
- (5) 樹木の枝葉が道路等に越境し、越境した部分の枝葉を強剪定すると樹木の生育に支障があると区長が認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

4 別表第1に定める緑化区画の接道部延長または緑化区画面積に係る要件について、同一の要件区分で複数の緑化区画がある場合には、緑化延長または緑化区画面積を合算することができる。

(助成対象費用)

第5条 助成対象工事のうち、助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、助成対象工事に伴う低木、中木、高木、多年生つる性植物、多年生地被植物、支柱、土壌および緑化区画構成資材の購入等費用、緑化に伴う塀等の撤去費用ならびにこれらの施工費用とする。

(助成金額)

第6条 助成対象費用に対する助成金の額は、別表第2に定める助成単価に当該緑化工事における樹木の本数、緑化延長または緑化区画面積を乗じた額と、当該緑化工事に係る助成対象費用の実支出額のいずれか低い方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の助成金の額が、別表第2に定める助成限度

額を超えるときは、当該助成限度額を助成金の額とする。

3 前項において、過去5年の間に、同一敷地内においてこの要綱による助成を受けた者は、当該期間内に交付を受けた助成金を合算した額を含め、助成限度額を超える交付を受けることはできない。

4 プランター緑化に対する助成金の額は、第1項および第2項の規定にかかわらず、別表第4に定める助成単価に個数を乗じて算出した額と、助成対象費用の実支出額のいずれか低い方の額とする。

(助成金の交付申請)

第7条 この要綱による助成を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）

は、助成対象工事に着手する前に、練馬区みどりの街並みづくり助成金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第4に定める緑化の種別のみ該当する場合は、助成申請者が助成対象工事に要する経費の支払を行った日または助成対象工事が完了した日のいずれか遅い日の翌日から起算して2か月以内に、練馬区みどりの街並みづくり助成金交付申請書（緑化後申請）（第2号様式）に必要書類を添えて区長に提出することで、助成を申請することができる。この場合においては、第4条第2項第3号の規定を適用しない。

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付または不交付を決定するものとする。

2 区長は、前項の審査により、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付額を決定し、練馬区みどりの街並みづくり助成金交付決定通知書（第3号様式）により助成申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の審査により、前条第2項に基づく申請に対して助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付額を決定し、練馬区みどりの街並みづくり助成金交付決定通知書（緑化後申請）（第4号様式）により助成申請者に通知するものとする。

4 区長は、前2項の審査により、助成金を交付することが適当でないとき、練馬区みどりの街並みづくり助成金不交付決定通知書（第5号様式）

により、助成申請者に通知するものとする。

5 区長は、第2項の規定による助成金の交付決定に当たり、必要であると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更および取下げ)

第9条 前条第2項および第3項に基づき助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容の変更または申請の取下げをしようとするときは、練馬区みどりの街並みづくり助成金変更・取下申請書(第6号様式)に必要書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請を受けたときはその内容を審査し、承認する事項については練馬区みどりの街並みづくり助成金変更・取下承認通知書(第7号様式)により、承認しない事項については練馬区みどりの街並みづくり助成金変更・取下不承認通知書(第8号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による承認の通知に当たり、必要であると認めるときは、条件を付することができる。

(完了報告)

第10条 第8条第2項に基づく交付決定者は、助成対象工事が完了したときは、速やかに練馬区みどりの街並みづくり助成金事業完了報告書(第9号様式)に必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第11条 区長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものと認めたときは、助成金額を確定し、練馬区みどりの街並みづくり助成金額確定通知書(第10号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求および交付)

第12条 交付決定者は、前条の規定により確定または第8条第3項の規定により通知した助成金を請求するときは、練馬区みどりの街並みづくり助成金請求書(第11号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに交付決定者に助成金を交付するものとする。

(調査等)

第13条 区長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、または実地調査をすることができる。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 区長は、交付決定者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を助成対象工事以外に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が取り消すことが適当と認めるとき。

(助成金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 第7条および第9条第1項の規定による申請ならびに第10条の規定による報告については、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月31日4練環推第1305号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区みどりの街並みづくり助成要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後に助成金の交付申請があった場合について適用し、同日前に助成金の交付申請があった場合については、なお従前の例による。

付 則 (令和6年3月29日5練環推第1237号)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区みどりの街並みづくり助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に助成金の交付申請があった場合について適用し、同日前に助成金の交付申請があった場合については、なお従前の例による。

付 則（令和7年3月28日6練環推第1009号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区みどりの街並みづくり助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に助成金の交付申請があった場合について適用し、同日前に助成金の交付申請があった場合については、なお従前の例による。

付 則（令和8年3月27日7練環推第1081号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の練馬区みどりの街並みづくり助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に助成金の交付申請があった場合について適用し、同日前に助成金の交付申請があった場合については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、令和8年1月1日から同年3月31日までに物品等を購入したプランター緑化の申請については、改正前の練馬区みどりの街並みづくり助成要綱第7条第2項の規定を適用する。
- 4 この要綱の施行の際、改正前の練馬区みどりの街並みづくり助成要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第4条関係）

緑化工事 の種類	要件の区分	要件
沿道緑化	共通事項	(1) 緑化区画が、道路等との境界線から3メートル以内にあること。 (2) 道路等から緑化区画が視認できること。

		(3) 緑化区画と接道部との間に、高さ0.4メートルを超える遮蔽物がないこと。
樹木緑化		(1) 高さ0.3メートル以上の樹木を植栽すること。
フェンス緑化		(1) 緑化区画の接道部延長の合計が、1メートル以上であること。 (2) 新たに緑化するフェンスの高さが、0.6メートル以上であること。 (3) フェンスを覆える程度の植物を植栽すること。 (4) フェンスを設置する塀および縁石の高さが、0.4メートルを超えないこと。
緑化に伴う塀および舗装の撤去		(1) 撤去する塀の高さが0.4メートル以上であること。（舗装のみの撤去の場合を除く）
プランター緑化		(1) 緑化区画を設ける敷地の敷地面積が、150平方メートル未満であること。 (2) 有効容量が50リットル以上のプランターを使用すること。 (3) 容易に変形、破損せず、一定の耐久性があるプランターを使用すること。 (4) 低木または中高木を植栽すること。
建物緑化	共通事項	(1) 助成を受けようとする建築物は、新たに行う緑化に耐える強度があり、建築基準法第7条第5項の検査済証が交付された建築物（検査済証がない建築物の場合にあつては、他の書類で適法性が確認された建築物）であること。
	屋上緑化	(1) 緑化区画の面積の合計が、1平方メートル以上あること。 (2) 助成を受けようとする建築物の屋根に、高さ1.1

		<p>メートル以上の転落防止柵等を設置すること。</p> <p>(3) プランターを使用する場合は、有効容量50リットル以上とすること。</p> <p>(4) プランターを使用する場合は、容易に変形、破損せず、一定の耐久性があるものとする。</p>
	壁面緑化	<p>(1) 植物を誘引する資材（以下「誘引資材」という。）は、建築物の壁面から1メートル以内の距離にあり、かつ、隣地との境界線から0.5メートル以上離れた位置にあること。</p> <p>(2) 誘引資材の面積の合計が、1平方メートル以上あること。</p> <p>(3) 誘引資材を覆うことができる程度の植物を植栽すること。</p>

別表第2（第6条関係）

緑化工事の種類の種類	緑化の種別	助成単価	助成限度額
沿道緑化	樹木緑化	<p>(1) 低木は、1本当たり3,000円（上乗せ対象工事に該当する場合は、4,500円）</p> <p>(2) 中木は、1本当たり12,000円（上乗せ対象工事に該当する場合は、18,000円）</p> <p>(3) 高木は、1本当たり20,000円（上乗せ対象工事に該当する場合は、30,000円）</p>	<p>(1) 戸建住宅の場合 400,000円（上乗せ対象工事に該当する場合は、600,000円）</p> <p>(2) 集合住宅の場合 800,000円（上乗せ対象工事に該当する場合は、</p>
	フェンス緑化	接道部延長1メートル当たり6,000円（上乗せ対象工事に該当する場合は、9,000円）（助成対象	1,200,000円）（助成対象工事に伴い既存の塀等の撤去

		工事に伴い既存の塀等の撤去を行った場合は、12,000円)	を行った場合は、1,200,000円)
	緑化に伴う塀および舗装の撤去	接道部延長1メートル当たり11,000円	
建物緑化	屋上緑化 壁面緑化	緑化区画面積1平方メートル当たり10,000円	

備考

- この表において「上乘せ対象工事」とは、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第12条に規定するみどりの協定締結区域内の沿道および練馬区地域防災計画で指定する緊急道路障害物除去路線の沿道、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条第1項または第54条第1項の規定による緑地協定および都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項の規定による地区計画において、緑化について規定された部分における助成対象工事をいう。
- 交付する助成金の計算に当たり、緑化に伴う塀および舗装の撤去費用に係る助成金額の上限は、助成限度額に2分の1を乗じた金額とする。
- この表において、単独店舗、単独事業所等は戸建住宅の扱いとし、複合ビル、複合施設等は集合住宅と同様の扱いとする。
- この表において、「既存の塀等の撤去」とは、本要綱に基づき塀等を撤去するもののほか、練馬区ブロック塀等撤去費用助成金交付要綱（令和元年10月18日1練危危第348号）により交付金の交付を受け既存の塀を撤去したもの、その他助成対象者が自ら撤去工事を行ったもの等を含む。

別表第3（第6条関係）

緑化工事の種類	緑化の種別	助成単価	助成限度
沿道緑化	プランター緑化	プランター1個当たり5,000円	1敷地につき3個まで

別表第4（第7条関係）

緑化工事 の種類	緑化の種別	備考
沿道緑化	樹木緑化	中木または高木の植栽本数が計5本未満である場合 に限る
	プランター緑 化	

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

住所
申請者 氏名
電話 ()

練馬区みどりの街並みづくり助成金交付申請書

練馬区みどりの街並みづくり助成要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。なお、設置した緑化については、5年間の維持に努めることを誓約します。

記

1 設置場所

練馬区

2 計画の概要 ※該当する□欄にチェックし、必要項目に記入してください。

緑化区分	種別	本数・個数・ 延長・面積	主な樹種
□沿道緑化	□樹木緑化	高木 本	
		中木 本	
		低木 本	
	□フェンス緑化	m	(株)
	□プランター緑化	個	
□建物緑化	□屋上緑化	m ²	
	□壁面緑化	m ²	

3 設置費用（見込み）

円

4 工事完了予定年月

年 月 日

5 個人情報同意書 ※申請者が個人の場合のみ（区外在住者を除く。）

助成金交付に係る審査に当たり、区が保有する私の住民登録情報および区税の納付状況を確認することに同意いたします。

はい いいえ

6 添付書類 ※欄にチェックしてください。

当該緑化に係る配置図・計画図 助成金チェックリスト 現況写真

工事見積書の写し 納税証明書等 同意書 委任状

検査済証または確認済証の写し（建物緑化に限る。）

構造上緑化が可能であることを証明する書類（建物緑化に限る。）

その他（）

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

住所
申請者 氏名
電話 ()

練馬区みどりの街並みづくり助成金交付申請書
(緑化後申請)

練馬区みどりの街並みづくり助成要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。なお、設置した緑化については、5年間の維持に努めることを誓約します。

記

1 設置場所

練馬区

2 緑化の概要 ※該当する□欄にチェックし、必要項目に記入してください。

種別	本数	主な樹種	要した費用 (購入価格)
□樹木緑化	高木 本		
	中木 本		
	低木 本		

種別		対象プランター (規格・製品名)	主な樹種	要した費用 (購入価格)
□プランター 緑化	1			
	2			
	3			

3 設置完了日

年 月 日

4 個人情報同意書 ※申請者が個人の場合のみ

助成金交付に係る審査に当たり、区が保有する私の住民登録情報および区税の納付状況を確認することに同意いたします。

はい いいえ

5 添付書類 ※欄にチェックしてください。

配置図 助成金チェックリスト 緑化後の写真

緑化前または緑化作業中の写真 領収書等の写し

納税証明書等 同意書 委任状 その他 ()

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

様

練馬区長

練馬区みどりの街並みづくり助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区みどりの街並みづくり助成金の交付について、練馬区みどりの街並みづくり助成要綱第8条第2項の規定に基づき、助成金を交付することを決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 助成金対象経費

円

2 助成金交付決定額

円

3 助成金交付の条件

練馬区みどりの街並みづくり助成要綱の内容を遵守すること。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

様

練馬区長

練馬区みどりの街並みづくり助成金交付決定通知書
(緑化後申請)

年 月 日付けで申請のあった練馬区みどりの街並みづくり助成金の交付について、練馬区みどりの街並みづくり助成要綱第8条第2項および第11条第2項の規定に基づき、助成金を交付することを決定し、助成金額を確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 助成金対象経費
円
- 2 助成金交付決定額（交付確定額）
円

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

様

練馬区長

練馬区みどりの街並みづくり助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区みどりの街並みづくり助成金の交付について、練馬区みどりの街並みづくり助成要綱第8条第3項の規定に基づき、助成金を交付しないことを決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 不交付の理由

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

住所
申請者 氏名
電話 ()

練馬区みどりの街並みづくり助成金変更・取下申請書

年 月 日付け 号により交付決定のあった練馬区みどりの街並みづくり助成金について、申請内容を変更・取下げしたいので、練馬区みどりの街並みづくり助成要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更等の理由
- 2 計画の概要 ※以下は、変更申請の場合にのみ記入してください。

緑化区分	種別	本数・個数・ 延長・面積	主な樹種
<input type="checkbox"/> 沿道緑化	<input type="checkbox"/> 樹木緑化	高木 本	
		中木 本	
		低木 本	
	<input type="checkbox"/> フェンス緑化	m	(株)
	<input type="checkbox"/> プランター緑化	個	
<input type="checkbox"/> 建物緑化	<input type="checkbox"/> 屋上緑化	m ²	
	<input type="checkbox"/> 壁面緑化	m ²	

- 3 設置費用（見込み）

円

- 4 工事完了予定年月

月 日

- 5 添付書類

変更の内容が確認できる書類

第7号様式（第9条関係）

練環推第 号
年 月 日

様

練馬区長

練馬区みどりの街並みづくり助成金変更・取下承認通知書

年 月 日に申請のあった練馬区みどりの街並みづくり助成金の変更・取下げについて、内容を承認しましたので、練馬区みどりの街並みづくり助成要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 承認する事項

2 変更交付決定額

円

3 その他

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

様

練馬区長

練馬区みどりの街並みづくり助成金変更・取下不承認通知書

年 月 日に申請のあった練馬区みどりの街並みづくり助成金の変更・取下げについて、内容を承認しませんでしたので、練馬区みどりの街並みづくり助成要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 不承認とする事項

2 不承認の理由

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所
氏名
電話 ()

練馬区みどりの街並みづくり助成金事業完了報告書

年 月 日付け 号により交付決定のあった練馬区みどりの街並みづくり助成金について、工事が完了しましたので、練馬区みどりの街並みづくり助成要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 実際に要した費用

円

2 工事完了年月日

年 月 日

3 添付書類

領収書等の写し 工事完了後の写真

検査済証（建物緑化に限る。） その他（ ）

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

様

練馬区長

練馬区みどりの街並みづくり助成金額確定通知書

年 月 日に提出された練馬区みどりの街並みづくり助成金事業完了報告書について、練馬区みどりの街並みづくり助成要綱第11条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり助成金額を確定したので通知します。

記

1 助成対象延長および面積

2 交付確定額

円

第11号様式（第12条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所
氏名
電話 ()

練馬区みどりの街並みづくり助成金請求書

年 月 日付け 号により交付決定のあつた練馬区みどりの街並みづくり助成金について、練馬区みどりの街並みづくり助成要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金額							
振込口座	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協					
		支店					
	預金種別	普通 ・ 当座					
	口座番号						
	口座名義 (フリガナ)						
口座名義 (漢字)							